



第二十七條の三十の二中「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、  
第二十七條の三十の六の提出中「通知」を「通知等」に改め、同条第三項中「された時に前項」を「された時に同項」に改め、同条次の一項を加える。

第三十七條の二十七(第二十七條の二十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する株券等の保有者は、第二十七條の二十七に規定する種類(以下この項において「大規模保有報告書」という。)の提出の手続を同法電子情報処理組織を使用して行った場合(磁気ディスクの提出により当該手続を行った場合を含む。)には、その大規模保有報告書等については、同条の規定による発行済に対するその写しの送付をすることを要しない。

第二十七條の三十四中「又は売却」を「若しくは売却」に、又は特定動産等「を」若しくは特定動産等「(以下「同条第二項中」書類)を」同条第三項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、同条第三項中「書類の」同条第三項中「同条第四項中」同条第四項及び第五項を「同条第五項及び第六項」に、又は売却しよらないで取得した者」を「若しくは売却しよらないで取得した者又は処分した者」に改め、「取得した者に限る」の「に」又は処分した者(当該特定動産が公表されていない場合にあつては、当該特定動産の提供を受けた者に限る)を加える。

第二十七條の三十四の二第三項中「売却し又は」を「売却し若しくは」に改め、「取得した者」の下に「又は処分した者」を加える。

第二十九條の二第二項後段を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所の上場されていない有価証券(法令で定めるものを除く。)について、電子募集取扱業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの)により第二十九條第八号第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この項において同じ。を行う場合にあつては、その旨第二十九條の二第二項第一号中「第一号」及び「第二号」を「第一号」から「第四号」及び「五」に改める。

第二十九條の四第一項第一号中「を」とし、「ハ」を「ト」とし、「ロ」を「ハ」とし、「イ」の次に次のように加える。

ロ 次のいずれかに該当する者

(1) 第五十二條第一項、第五十三條第三項又は第五十七條の六第三項の規定による第二十九條の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第五十條の二第二項第一号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日以後に金融商品取引業を廃止し、分別により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をする者)であつた者(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

(2) 第六十條の八第一項の規定による第六十條第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に取引所取引業務(同項に規定する取引所取引業務をいう。以下この号及び次号において同じ。)を廃止したことに伴い第六十條の七に規定する場合に当該届出する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者(第六十條の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この号及び次号において同じ。)(当該届出があつた日以後に取引所取引業務を廃止することについて決定をいう。をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

(3) 第六十六條の二十第一項の規定による第六十六條の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第六十六條の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日以前に金融商品仲介業を廃止し、分別により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をする者)であつた者(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

(4) 第六十六條の四十二第一項の規定による第六十六條の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日及び当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第六十六條の四十二第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日以前に信用付付業を廃止し、分別により信用付付業に係る事業の全部を承継させ、又は信用付付業に係る事業の全部の譲渡をする者)であつた者(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

第二十九條の四第一項第一号下次のように加える。

(イ) 金融商品取引業を遂行するための必要な体制が整備されていない者

第二十九條の四第一項第二号中「第六十條の四第一項に規定する」を削り、同号下中「前号ロ」を「前号ハ」に改め、同号下中「を」とし、「ハ」を「ト」とし、ホの次に次のように加える。

ロ 次のいずれかに該当する者

(1) 第五十二條第一項、第五十三條第三項又は第五十七條の六第三項の規定による第二十九條の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第五十條の二第二項第一号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日以後に金融商品取引業を廃止し、分別により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をする者)であつた者(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

(2) 第六十條の八第一項の規定による第六十條第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第六十條の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者(当該通知があつた日以前に解散をし、又は取引所取引業務を廃止することについての決定(当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。をしていいた者を除く。))の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。



5 適格投資家向け投資運用業を行うことに関する第二十九条の登録又は第三十一条第四項の登録

登録を受けた金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合における第二十一条及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用については、第二十一条第一項中「同条第四項に規定する投資運用業」とあるのは「同条第四項に規定する投資運用業(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。以下「同項」とする)」とあり、「第二十一条第四項」と同号中「規定する投資運用業」とあるのは「規定する投資運用業(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。以下「同項」とする)」とする。

第三十一条第一項中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第四項中「第二十九条の二第一項第五号」の下に「又は第五号」を加え、同条第五項中「八まで」を「十二まで」に改める。

第三十二条の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業務又は登録金融商品取引業務を遂行するため、内閣府が定めることにより、業務管理体制を整備しなければならない。

第四十条の三の二 金融商品取引業者等は、第二十条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は第四十条の三の二(金融商品取引業務等)は、第二十条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は第四十条の三の二に掲げる権利(同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。以下「同じ」とする)は、これらの権利に同じと出資され、又は抽出された金額(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下「同じ」とする)の条において同じ。が、当該金額を元として行われる事業に充てられないことを知りながら、第二十条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

第四十三条の五 金融商品取引業者等は、第三十二条に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。以下「同じ」とする)の取得及び処分を行うときは、内閣府令で定めるところにより、第三十七条の三第一項の規定により交付する書面に記載する事項のうち電子取引取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める事項について、電子情報処理機構を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより、これらの有価証券について電子取引取扱業務を行う期間中、当該相手方が買戻せることができる状態に置かれなければならない。

第四十六条中「四月一日から翌年三月三十一日まで」を「各月の初日のうち当該金融商品取引業者の買戻せる日から、当該日から起算して一年を経過する日まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、事業年度の末日を変更する場合には、変更後の最初の事業年度については、この限りでない。

第四十六条の六第三項中「毎年三月、六月、九月及び十二月」を「四半期(事業年度の期首を三月ごとに区分した各期)(事業年度の末日を変更する場合には、変更後の最初の事業年度にあつては、内閣府令で定める各期)をいう。第五十七条の二第五項並びに第五十七条の五第二項及び第三項において同じ。」に「すべて」を「全て」に改める。

第四十九条 金融商品取引業者が外国法人である場合における第四十六条の三第一項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「政令で定める期間内」とする。

第五十一条 金融商品取引業者が外国法人である場合における第四十六条の六第一項の規定の適用については、同項中「実本金」とあるのは「付託資本」とし、「準備金」とあるのは「国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金」とし、「固定資産」とあるのは「国内の営業所又は事務所における固定資産」とする。

第五十二条の二 金融商品取引業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第四十七条の二の規定及び登録金融商品取引業者が外国法人である場合における第四十八条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「三月以内」とあるのは「政令で定める期間内」とする。

第四十九条の二 別表 第四十九条の四第一項第四号「を」第二十九条の四第一項第四号「に」すべてを「全て」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に「挿入」を「挿入」に改める。

第四十九条の五中「すべて」を「全て」に改める。

第五十条の二第二項中「第四十九条の二第四項」を「第四十九条第三項」に改める。

第五十一条第二項中「下まで」を「りまで」に改める。

第五十二条の二第一項第一号中「第二十三号」を「第二十三号」に改める。

第六十五條の五第ニ項中「第三十八條の下に」を「第七号を除く。」を加へ、「規定並びに」を「別名を含む。」を「第八号及び第八号の二の指定」を「規定」に改め、同条第四項中「第三十八條の下に」を「第七号を除く。」を加へ、「規定並びに」を「別名を含む。」を「第八号及び第八号の二の指定」に改め、第六十六條の二第一項第四号中「第六十六條の十四第一号」を「第六十六條の十四第一号」に改め、

第六十六條の四第一号中「トまで」を「リまで」に改め、同条第五号中「第二十九條の四第一項第一号又はロ」を「第二十九條の四第一項第一号からハまでのいずれか」に改め、同条ロ中「ア及び」を「リまで」に改め、第六十六條の十四第一号中「ハ」とし、「ニ」を「ト」とし、「ロ」の次に次のように加ふる。

ハ 第三十八條第七号に該当する行為。

第六十六條の二十第一項中「トまで」を「リまで」に改め、第六十六條の三十第一項中「第二十九條の四第一項第一号又はロ」を「第二十九條の四第一項第一号からハまでのいずれか」に改め、同条第三号中「トまで」を「リまで」に改め、第六十六條の四十二第一項及び第六十七條の四第二項中「トまで」を「リまで」に改め、第六十七條の十八第四号中「及び」を「ロ」に改め、同条第五号中「ロ」を「リまで」に改め、第六十九條第五項、第七十九條の三十一第一項第三号、第七十九條の三十六第五項及び第八十二條第三号中「トまで」を「リまで」に改め、

第八十七條の二第二項ただし書中「場合」を「場合及び」に改め、金融市場の取引（取引所金融市場における取引を除く。）の正常な取引を確保するための番号を指定する業務を加ふる。

第九十八條第四項、第三十條の十八第一項第二号及び第三十條の二十三第四項中「トまで」を「リまで」に改め、

第九十九條第二項及び第九十九條第三項中「第二十九條の四第一項第一号若しくはロ」を「第二十九條の四第一項第一号からハまでのいずれか」に改め、

第九十九條第四項第一号中「トまで」を「リまで」に改め、

第九十九條第五項の二第五項第三号中「第二十九條の四第一項第一号ロ」を「第二十九條の四第一項第一号ハ」に改め、

第九十九條の六の次に次の一を加ふる。

第五項の七 特定金融指標算出者

(特定金融指標算出者の指定)

第九十九條の八十五 内閣府令は、特定金融指標算出業務（特定金融指標の算出及び公表を行う業務をいう。以下同じ）を行う者の特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を特定金融指標算出者として指定することができる。

第九十九條の八十六 内閣府令は、前項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしたときは、第四項により、その旨を指定に係る特定金融指標の名称を特定金融指標算出者に通知し、かつ、

1 内閣府令は、指定をしたときは、特定金融指標算出者の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる営業所若しくは事務所（外国の者は、その国に営業所又は事務所があるときは、国内における主たる営業所又は事務所を、次条第一項第四号において同じ。）の所在地並びに指定に係る特定金融指標の名称を官報で公示しなければならない。これらの事項に変更があつたときは、同様とする。

2 内閣府令は、特定金融指標算出者について指定の要件が消滅したと認めるときは、当該指定を取り消すこととし、第四項により、その旨を当該特定金融指標算出者に通知しなければならない。

3 内閣府令は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

6 特定金融指標算出業務を行う者が特定金融指標算出業務について外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに相当するものより認可を受けていると認められる者として内閣府令で定める者がある場合には、第一項の規定にかかわらず、内閣府令は、指定をしないものとする。（書類の届出）

第九十九條の八十六 特定金融指標算出者は、指定を受けた日から政令で定める期間内に、次に掲げる事項を記載した書類を内閣府令に届け出なければならない。ただし、特定金融指標算出者が当該期間内に指定に係る特定金融指標算出業務を廃止した場合は、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員（氏名又は名称）

四 本店又は主たる営業所若しくは事務所の名称及び所在地

五 その他内閣府令で定める事項

六 前項の書類には、定款、登記事項証明書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

七 前項の場合において、定款が電子的記録で作成されているときは、書類に代えて電子的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

八 特定金融指標算出者は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣府令に届け出なければならない。

(業務規程)

第九十九條の八十七 特定金融指標算出者は、内閣府令で定めるところにより、特定金融指標算出業務に関する業務規程を定め、指定を受けた日から政令で定める期間内に内閣府令の認可を受けなければならない。

一 前項の業務規程は、次に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を内容とするものでなければならない。

1 特定金融指標の算出及び公表に係る方針及び方法に関する事項

2 特定金融指標算出業務の適正に遂行するための業務管理体制に関する事項

3 特定金融指標算出者に対して算出業務（第九十八條第七号に規定する算出業務）を依頼する者（算出業務委託者）が遵守すべき事項（同条において「行動規範」という。）

4 債権提供等との間の契約（行動規範に係るものを含む。）の締結に関する事項

五 特定金融指標算出業務の委託に関する事項

六 特定金融指標算出業務に係る賠償に関する事項

七 特定金融指標算出業務に係る説明書類の公表状況に関する事項

八 特定金融指標算出業務の休止又は廃止に関する事項

九 特定金融指標算出者は、業務規程を変更しようとするときは、内閣府令の認可を受けなければならない。

(業務停止の届出)

第九十九條の八十八 特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣府令に届け出なければならない。

(前項の届出及び検証)

第九十九條の八十九 内閣府令は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融指標算出業務若しくは当該特定金融指標算出業務から特定金融指標算出業務の委託を受けた者（そのうちから委託（二以上の段階で行なわれる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該特定金融指標算出業務に關し、委託となるべき期間若しくは資料の届出を命じ、又は当該委託を受けた者が当該特定金融指標算出業務若しくは当該特定金融指標算出業務から特定金融指標算出業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該特定金融指標算出業務に關し必要な検査に限る。）をさせようとする。

2 内閣府は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融指  
標算出者に対して提供された算出結果情報の正確性の確保に必要と認められる限りにおいて、そ  
の情報を提供し、当該算出結果情報に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、  
又は当該職員に当該情報提供者の業務の状況若しくは勤務期間その他の物件の検査をさせること  
ができる。

(改定命令等)

第百五十六條の九十九 内閣府は、特定金融指標算出業務の運営に関し改定が必要であると認  
めるときは、その必要の程度において、特定金融指標算出者に対し、その改定に必要と認めら  
れるべきことを命ずることができる。

2 内閣府は、特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務に関し法令又は法令に基づき処  
分に違反したときは、当該特定金融指標算出者に対し、六月以内の期間を定めてその業務の全部  
又は一部の停止を命ずることができる。

3 内閣府は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報  
で公示しなければならない。

4 内閣府は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法  
第十三条第一項の規定による催告手続のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければな  
らない。

(業務移転の動向)

第百五十六條の九十九 内閣府は、特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務の停止又は  
廃止をしようとするときその他の内閣府で定めるときは、特定金融指標算出者に対し、当該特  
定金融指標算出者が行っている特定金融指標算出業務の全部又は一部を他の者に行わせるよう勧  
告することができる。

(内閣府への委任)

第百五十六條の九十二 第百五十六條の八十五から前条までの規定を要するものとして、  
要する事項は、内閣府で定める。

第百七十二条の八中「第二十七條の二十五第四項」を「第二十七條の二十五第三項」に改める。  
第百八十八條中「又は取引情報提供機関」を「取引情報提供機関又は特定金融指標算出者」に  
改める。

第百九十条第一項中「第百五十六條の八十一」の下に、「第百五十六條の八十二」を加える。  
第百九十三條の二第二項各号列記以外の部分中「取引情報提供機関」の下に「第四号において上  
場会社等」といふ語を加え、同項に次の一号を加える。

四 上場会社等(資本の額その他の経営の規模が内閣府で定める基準に達しない上場会社等)  
に属するが、第二十四條第一項各号に掲げる有価証券の発行者に初めて被附することとなつた  
日その他の法令で定める日から以後三年を経過する日までの間に内部統制報告書提出する場合

第百九十四條の七第三項中「第百五十六條の八十一」の下に、「第百五十六條の八十二」を加える。  
第百九十七條の二第六号中「第二十七條の二十五第四項」を「第二十七條の二十五第三項」に改  
める。

第百九十八條中第二号の三を第一号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。  
二の三 第三十八條第七号又は第六十六條の十四第一号ハの規定に違反した者

第百九十八條の五中「若しくは取引情報提供機関」を「取引情報提供機関若しくは特定金融指  
標算出者」に「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者若しくは特定金融指標算出者」  
に改め、同条第三号中「第百五十六條の三十一第一項又は第百五十六條の八十三第一項」を「又  
は第百五十六條の三十一第一項、第百五十六條の八十三第一項若しくは第百五十六條の九十二第二項」  
に改める。

第百九十八條の六第十号中「又は第百五十六條の五の八」を「第百五十六條の五の八又は第百  
五十六條の八十九」に改め、同条第十一号中「第百五十六條の八十一」の下に、「第百五十六條の八  
十七の四、第百五十六條の八十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者」  
第百五十六條第十四号を次のように改める。

十四 第四十三條の五の規定に違反して、同条に規定する事項を閲覧することができる状態に置  
かず、又は虚偽の事項を閲覧することができる状態に置いた者

第百五十六條の二の三第一号中「若しくは第百五十六條の八十二第二項」を「第百五十六條の八  
十三第二項、第百五十六條の八十四第四項若しくは第百五十六條の八十八」に改め、同条第七号を  
削り、同条第七号の二を同条第七号とする。

第百六十六條中「又は取引情報提供機関」を「取引情報提供機関若しくは特定金融指標算出者」  
に改め、「従業者」の下に「又は特定金融指標算出者」を加え、同条に次の一号を加える。  
十三 第百五十六條の八十七第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣府大臣  
の認可を受けず、又は同条第二項の規定に違反して内閣府大臣の認可を受けずに業務規程の  
変更をしたとき。

第百八十八條中「又は取引情報提供機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある  
もの代表者又は管理人を含む)」を「取引情報提供機関の役員(法人でない団体で代表者又は  
管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む)、特定金融指標算出者の役員(法人でない団  
体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む)、又は特定金融指標算出者に  
改め、同条第五号中「又は第百五十六條の八十二」を「第百五十六條の八十一又は第百五十六條  
の九十二第一項」に改める。

第八十條中第二十九條の次に次の二条を加える。  
第八十條の二 第百九十九條の二第一項又は第二項の規定により没収すべき財産(以下「こ  
の条、次条第一項及び第百九十九條の四第一項において「不法財産」という。)が不法財産以外の財  
産と混同した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混同により生じた財産(次  
項及び次条第一項において「混同財産」という。)のうち当該不法財産(当該混同に係る部分に限  
る。)の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

2 情を知つた第三者が混同財産(第百九十九條の二の規定に係る不法財産が混同したものに限る。)を  
取得した場合も、前項と同様とする。

(没収の要件等)

第百九十九條の三 第百九十八條の二第一項の規定による没収は、不法財産又は混同財産が犯人以外  
の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は  
混同財産を取得した場合は、その取得の行為として提供されたものを没収した場合は、混同(債  
権者において相違の財産上の利益を確保すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債権の履行が  
不法財産若しくは混同財産によつて行われることの情を知らないで当該契約に係る債務の履行  
行として提供されたものを没収した場合は、当該不法財産又は混同財産が犯人以外の者に  
帰属する場合であっても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第百九十八條の二第一項又は第二項  
の二の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の時に当該権利を取得したとき  
又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らずに当該権利を取得したときは、これを没収するもの  
とする。



本則に次の一章を加える。

第七章 没収に関する手続等の特別

第三三三條 第十八条の二第二項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三三七条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第三三四條 第二項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

第三三五條 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十九條の六の二第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるときに準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第三三六條 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十九條の六の二第一項の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときにおいて、同法第二百九条の六の規定は債権の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき債権の移転の登記又は登録を別添期間に属するものとする。

第三三七條 第十八条第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に對する刑事罰債法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

第三三九條 罰則（第九十九條第一項）を「第六條 罰則（第九十九條第一項）を「第九十九條の六の二第一項」と改める。

第三四〇條 罰則（第九十九條第一項）を「第六條 罰則（第九十九條第一項）を「第九十九條の六の二第一項」と改める。

第三四一條 罰則（第九十九條第一項）を「第六條 罰則（第九十九條第一項）を「第九十九條の六の二第一項」と改める。

「一項及び第二百九条の四第二項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（二百九条の二の規定に係る不法財産債権したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十九條の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の六の二第二項中「第九十九條の二」とあるのは「混和財産」と改める。

第九十九條の六の二第二項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三三五條において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第九十九條の六の二第二項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

第九十九條の六の二第二項の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十九條の六の二第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるときに準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは「混和財産を没収する手続に關する前条第二項」と読み替えるものとする。

第九十九條の六の二第一項の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に對する刑事罰債法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

第九十九條の六の二第一項を「第六條 罰則（第九十九條第一項）を「第九十九條の六の二第一項」と改める。

第九十九條の六の二第一項を「第六條 罰則（第九十九條第一項）を「第九十九條の六の二第一項」と改める。

第九十九條の六の二第一項を「第六條 罰則（第九十九條第一項）を「第九十九條の六の二第一項」と改める。



本則に次の一章を加える。

第十章 没収に関する手続等の特別

(第三者の財産の没収手続等)

第百一条の二 第九十八条の五第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百三十七条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十八条の五第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十八条の五第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「前項」とあるのは、「同法第二百九条の四第三項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第百一条の三 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十八条の四の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十八条の四の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は債権の移転について登記又は登録を要する財産を第九十八条の四の罪に關し没収する裁判に基づき債権の移転の登記又は登録を関係機関に実施する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第百一条の四 第九十八条の四の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

(水産資源協同組合法の一部改正)

第六條 水産資源協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

自次中「第九章 罰則（第百二十八条 第百三十四条）を」第九章 罰則（第百二十八条 第百三十四条）を」に改め、

第三十四條（第百三十五條—第百三十七條）に改め、

第百三十五條—第百三十七條「を」第百三十五條及び第七号「に改め、及び第三号」及び「同項第一号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定財産移転契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定財産移転契約」と、を加える。

第百三十八條の七号「第三十八條第一号」の下に「及び第七号」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定財産移転契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定財産移転契約」と、を加える。

第百三十九條の五中「第二号」を「第一号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定財産移転契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定財産移転契約」と、を加える。

第百四十條の四に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第百九十八条の二第二項又は第百九十九条の四第一項」とあるのは「水産資源協同組合法第二百九条の四第一項」と、この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同法第二百九条の二第二項中「第百九十八条の二の規定に準る不法財産が没収したものに限る」とあるのは「没収財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第百九十九条の二」とあるのは「水産資源協同組合法第二百九条の四第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の一章を加える。

第十章 没収に関する手続等の特別

(第三者の財産の没収手続等)

第百三十五條 第百二十九条の四第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百三十七条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百二十九条の四第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第百二十九条の四第一項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「水産資源協同組合法第二百九条の四第三項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第百三十五條 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第百二十九条の三第一号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は債権の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき債権の移転の登記又は登録を関係機関に実施する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第百三十七條 第百二十九条の三第一号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第七條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

自次中「第六章 罰則（第百十二條—第百十八條）を」第六章 罰則（第百十二條—第百十八條）を」に改め、

第百二十九條—第百三十一條「を」第百二十九條及び第七号「に改め、及び第三号」及び「同項第一号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定財産移転契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定財産移転契約」と、を加える。

第百三十二條の七号「第三十二條第一号」の下に「及び第七号」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定財産移転契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定財産移転契約」と、を加える。

第百三十三條の五中「第二号」を「第一号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定財産移転契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定財産移転契約」と、を加える。

第百三十四條の四に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第百九十八条の二第二項又は第百九十九条の四第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第二百九条の四第一項」と、この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同法第二百九条の二第二項中「第百九十八条の二の規定に準る不法財産が没収したものに限る」とあるのは「没収財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第百九十九条の二」とあるのは「中小企業等協同組合法第二百九条の四第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二項を加える。

第七節 没収に関する手続の特例  
(第三者の財産の没収手続等)

第四百九条 第四百九条の四第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第四百九条の五第一項において同じ)が被告(人以外の者)(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第四百九条の四第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

第四百九条の四第二項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第四百九条の四第一項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、中小企業等協同組合法第二百九条の四第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第四百九条の五第一項において準用する前条第二項については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。

没収された債権等の処分等  
第四百九条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第四百九条の三の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第四百九条の三の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は債権の移転について登記又は簿記を要する財産を第四百九条の三の罪に關し没収する裁判に基づき債権の移転の簿記又は登記を関係機関に通知する場合について、それぞれ準用する。

刑事手続の特例  
第四百九条 第四百九条の三の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

協同組合による金融事業に関する法律の一部改正  
第八條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第六條の五第二項中「第九條」の下に「及び第十條」を加え、「第十五條」を「第十六條」に改める。

第六條の五の二中「業務管理体制の整備」を加え、「及び第七項」を「第七項及び第七項」に改め、「業務等の禁止」の下に「金融の運用が行われている場合の業務等の禁止」を加え、「及び第三項」及び「第四項」を「第三項」を削り、「第四項」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の種類」とし、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第十條の二の三に次の二項を加える。

金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収に付して準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第二百九条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第九條の二の三第一項」とし、「この項」とあるのは「次項及び次条第一項」とするものとする。

同法第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに關し、「とあるのは「混和財産」とし、「同法第二百九条の三第二項中「第二百九条の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第十條の二の三第一項」と読み替えるものとする。

同法第二百九条の三第二項中「第二百九条の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第十條の二の三第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の三項を加える。

(第三者の財産の没収手続等)

第四百九条の四第二項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第四百九条の五第一項において同じ)が被告(人以外の者)(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第四百九条の四第三項において、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

第四百九条の四第四項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第四百九条の四第三項において準用する同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第九條の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第四百九条の五第一項において準用する前条第二項については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。

没収された債権等の処分等  
第四百九条 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第四百九条の三の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第四百九条の二の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は債権の移転について登記又は簿記を要する財産を第四百九条の二の二の罪に關し没収する裁判に基づき債権の移転の簿記又は簿記を関係機関に通知する場合について、それぞれ準用する。

刑事手続の特例  
第四百九条 第四百九条の二の二の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四條第六項(補償の内容)の規定を準用する。

投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正  
第九條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

百次中「第五項 罰則(第三百二十八条、第三百五十二條)」を「第五項 罰則(第三百二十八条、第三百五十二條、第三百五十五條)」に改める。

第三百五十二條 罰則(第三百五十二條)に改める。

第三百五十五條 罰則(第三百五十五條)に改める。

金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収に付して準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第二百九条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九條の二の二」とし、「この項」とあるのは「次項及び次条第一項」とするものとする。

同法第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに關し、「とあるのは「混和財産」とし、「同法第二百九条の三第二項中「第二百九条の二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九條の二の二」と読み替えるものとする。

同法第二百九条の三第二項中「第二百九条の二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九條の二の二」と読み替えるものとする。



第二十五条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三(没収の要件)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項「この条、次条及び第二百九条の四第一項」とあるのは、「同法第二百九条の二の三第一項」とあり、同法第二百九条の二の三第二項「この条、次条及び第二百九条の四第一項」とあるのは、「次項及び次条第一項」とあり、同法第二百九条の二の三第三項「第二百九十八条の二第一項又は第二百九十九条の二第一項」とあるのは、「混和財産」とあり、同法第二百九条の三第一項「第二百九十八条の二第一項又は第二百九十九条の二第一項」とあるのは、「長期信用銀行法第二十五条の二の三第二項」と読み替えるものとする。  
本則に次の三項を加える。

第二十條 第三者の財産の没収手続等

第二十條 第三者の財産の没収手続等  
第二十條 第三者の財産の没収手続等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三十二條において同じ。)が被宣告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被宣告事件の手続への参加を許されていないこととなる。前項と同様とする。

第二十五條の二の三第一項の規定により没収すべき財産は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十五條の二の三第二項において準用する同法第二百九条の三(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「長期信用銀行法第二十五条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

1 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。  
(没収された債権等の処分等)

第二十二條 金融商品取引法第二百九条の五第二項(没収された債権等の処分等)の規定は、第二十五條の二の三の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は、第二十五條の二の三の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は、権利の移転について登記又は登録を要する財産を第二十五條の二の三の罪に關し没収する場合に、それぞれ準用する。

第二十二條 金融商品取引法第二百九条の五第二項(没収された債権等の処分等)の規定は、第二十五條の二の三の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五法律第一號)による補償の内容については、同法第四條第六項(補償の内容)の規定を準用する。  
(労働金庫法の一部改正)

第十一條 労働金庫法(昭和十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
百四十五條 罰則(第九十九條―第一百零三條)を「第十一條 没収に関する手続等の特別(多)」と改める。

第九十四條の二中「業務の範囲」の下に「業務管理体制度の整備」を加え、及び第二号「第二号及び第七号」に改め、「第五号等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の業務

等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約締結」とを改める。

第二十條 第三者の財産の没収手続等  
第二十條 第三者の財産の没収手続等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二百六條において同じ。)が被宣告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被宣告事件の手続への参加を許されていないこととなる。前項と同様とする。

第二十條の四の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項「この条、次条及び第二百九条の四第一項」とあるのは、「労働金庫法第二百九条の二の三第一項」とあり、同法第二百九条の二の三第二項「この条、次条及び第二百九条の四第一項」とあるのは、「次項及び次条第一項」とあり、同法第二百九条の二の三第三項「第二百九十八条の二第一項又は第二百九十九条の二第一項」とあるのは、「混和財産」とあり、同法第二百九条の三第一項「第二百九十八条の二第一項又は第二百九十九条の二第一項」とあるのは、「労働金庫法第二百九条の四の三第一項」と読み替えるものとする。  
本則に次の三項を加える。

第二十條 第三者の財産の没収手続等

第二十條 第三者の財産の没収手続等  
第二十條 第三者の財産の没収手続等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二百六條において同じ。)が被宣告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被宣告事件の手続への参加を許されていないこととなる。前項と同様とする。

1 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。  
(没収された債権等の処分等)

第二十條 金融商品取引法第二百九条の五第二項(没収された債権等の処分等)の規定は、第二十條の四の三の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は、第二十條の四の三の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は、権利の移転について登記又は登録を要する財産を第二十條の四の三の罪に關し没収する場合に、それぞれ準用する。

第二十條 労働金庫法(昭和五十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
百六十一條 罰則(第六十一條―第六十七條)を「第十條 没収に関する手続等の特別(多)」と改める。

第六十八條第一号「改める。」  
第六十八條第七十條「改める。」



(罰金債の特別)

第六十二條 第五十三條第三号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に對する刑事補償法(昭和十五年法律第一号)による補償の内容等については、同法第三十八條の規定を準用する。(罰金債の一部没収)

第十五條 保險業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六編 罰則」(第三百十五條―第三百二十九條)を「第六編 罰則(第三百十五條―第三百二十九條)」と改め、

第三百四十條 第一号中「罰則第十條」を「次條」に、「罰則第十一條」を「次條」に、「規定並びに」に「罰則を含む」を「第六編及び第七編の規定」に改め、

第三百四十四條の二「營業の範圍」の下に「業務管理体制の整備」を加え、及び第七号を「第二号及び第七号」に改め「売買等の禁止」の下に「金額の適用が行われている場合の業務等の禁止」を加え、及び罰則第三号中「罰則第十号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の特種」とし、「有価証券等」とあるのは「特定保険契約」とし、

第三百四十七條の三下次の一項を加える。

2 金融商品取引法(第九十九條の二)溫和した財産の没収等、及び第九十九條の三第一項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第九十九條の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは「保險業法(第五十三條の二)第一項」とし、同法第九十九條の三第三項中「第九十八條の二第一項」とあるのは「溫和財産」とし、同法第九十九條の三第四項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは「特定保険契約」とし、同法第九十九條の三第五項中「第九十八條の二第一項」とあるのは「有価証券等」とし、

本則に次の一項を加える。

第七編 没収に關する手続等の特別

(第三編の財産の没収手続等)

第三百四十條 第三十七條の二第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次條及び第三百四十二條において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被害事件の手続への参加を許されていないときは、没収の強制をすることができない。

2 第三十七條の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者は被害事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

3 金融商品取引法(第九十九條の二)第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第三百十七條の三第二項において準用する同法第九十九條の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきことについて準用する。この場合において、同法第九十九條の四第三項及び第四項中「前條第二項」とあるのは「保險業法(第五十三條の二)第三項において準用する前條第二項」と読み替へるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に關する手続については、この法に別段の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法(昭和二十八年法律第三十八號)の規定を準用する。

(没収された債権等の没収等)

第三百四十一條 金融商品取引法(第九十九條の五)第二項(没収された債権等の処分等)の規定は、第三百十七條の二第二号の罪に關し没収された債権等については、同法第九十九條の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第九十九條の六没収の裁判に基つき没収の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基つき債権の移転又は登録を関係機関に照会する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第三百四十二條 第三百十七條の二第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に對する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容等については、同法第四條第六項(補償の内容)の規定を準用する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第十六條 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 罰則」(第九十八條―第一百零三條)を「第十二章 没収に關する手続等の特別」(第九十八條―第一百零三條)」と改め、

第九十九條の二「罰則」に改め、

第二百五十九條の二「及び第七号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「司項第二号中」を削り「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の特種」とし、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とし、

第九十九條の二下次の一項を加える。

2 金融商品取引法(第九十九條の二)及び第九十九條の三第一項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第九十九條の二第一項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは「森林中央金庫法第九十九條の二の三第一項」とし、同法第九十九條の三第一項及び第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは「溫和財産」とし、同法第九十九條の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは「森林中央金庫法第九十九條の二の三第一項」と読み替へるものとする。

本則に次の一項を加える。

第十二章 没収に關する手続等の特別

(第三編の財産の没収手続等)

第九十九條の二「罰則」の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次條及び第一百五條において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被害事件の手続への参加を許されていないときは、没収の強制をすることができない。

2 第九十九條の二の三下次の一項により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者は被害事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十九条の二の第三項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「森林中央金融法第九十九条の二の第三項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三項所掲物の没収手続に関する刑事手続法（昭和三十八年法律第三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第三百三條 金融商品取引法第二百九条の五第一項（没収された債権等の処分等）の規定は第九十四條第七号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同条の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六（没収の裁判について登記又は登録を要する財産を第九十九条の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合）について、それぞれ準用する。

（刑事手続の特例）

第三百五條 第九十九条の二（二）の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事手続法（昭和二十五法律第一號）による捕獲の内容については、同法第四條第六項（捕獲の内容）の規定を準用する。

第七十七條 債託法（平成十六年法律第五十四號）の一部を次のように改正する。

目次中「第七條 罰則（第九十一條一第百一）を」を「第七條 罰則（第九十一條一第百一）を」を「第八條 没収に關する手続の特例（第百一）を」に改める。

第一條（第四條）に改める。

第二十四條の二中「振込の額田（の下に）、業務管理体制の整備」を加え、「及び第三号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止（の下に）、金融の流通が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「遺失申請」を「遺失申請等」に改める。

第六十三條第一項中「第二号」を「前条」に、「及び」を「」並びに「に改め、「第七條」の下に「及び第八條」を加える。

第九十五條に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二（没収した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは、「債託法第九十五條第一項」と、「この条、次条第一項及び第三項」中「第九十八條の二」とあるのは、「この項」と、「次項及び次条第二項」とあるのは、「次項」と、同法第二百九条の四第二項中「第九十九條の二」とあるのは「没収したものに關する」とあるのは「没収財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは「債託法第九十五條第二項」と読み替へるものとする。

本則に次の一項を加える。

第八條 没収に關する手続の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第九十五條 第九十五條第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第九十四條において同じ。）が被世人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被没収事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十五條第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被没収事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様である。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十五條第一項において準用する同法第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「債託法第九十五條第二項において準用する前条第二項」と読み替へるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三項所掲物の没収手続に関する刑事手続法（昭和三十八年法律第三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第三百三條 金融商品取引法第二百九条の五第一項（没収された債権等の処分等）の規定は第九十四條第七号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同条の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六（没収の裁判に基づき債権等の移転の登記又は登録を要する財産を同条の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合）について、それぞれ準用する。

（刑事手続の特例）

第三百五條 第九十四條第七号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事手続法（昭和二十五法律第一號）による捕獲の内容については、同法第四條第六項（捕獲の内容）の規定を準用する。

第七十七條 債託法（平成十九年法律第七十四號）の一部を次のように改正する。

目次中「第十條 罰則（第六十七條一第百一）を」を「第十條 罰則（第六十七條一第百一）を」を「第十一條 没収に關する手続の特例（第百一）を」に改める。

第一條（第四條）に改める。

第七十八條（第八十條）に改める。

第六十八條第八項中「行う者（の下に）（同法第二百九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子決済取扱業者を除く。）」を加える。

第九十九條中「第一号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号」を別り、「同項第三号」の下に「有価証券募集等引等」とあるのは「特定預金等募集」とし、「有価証券」とあるのは「特定預金等募集」としを加える。

第七十三條に次の一項を加える。

3 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金融法第七十三條第二項」と、「この条、次条第一項及び第九十九條の四第一項」とあるのは、「この項」と、「次項及び次条第二項」とあるのは、「第一項」と、同法第二百九条の四第二項中「第九十九條の二」とあるのは「没収したものに關する」とあるのは「没収財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項」とあるのは「株式会社商工組合中央金融法第七十三條第二項」と読み替へるものとする。

本則に次の一項を加える。

第十一條 没収に關する手続の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第七十三條 第七十三條第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第九十條において同じ。）が被世人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被没収事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第七十三条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被害事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第七十三条第三項において準用する同法第二百九条の第三項の規定により当該権利を存続せしめるときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「株式会社工組合中央金融商品取引法第七十二條第二項において準用する前条第二項」と読み替へるものとする。

4 第一項及び第二項の規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和二十八年法律第百二十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)  
第七十九条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第七十二條第一項第二号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は裁判の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基き債権の移転又は登録を要する債権に關し没収する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)  
第八十条 第七十三條第一項第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に對する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

附則  
(施行期日)  
第二條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中金融商品取引法第八十七條の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七條及び第十八條の規定、公布の日。  
二 第一條中金融商品取引法目次の改正規定(第八條、附則(第九十七條一第百九十九條)を「第八條(附則(第九十七條一第百九十九條)の三)」と改める部分に限る。)、同法第四十六條、第四十七條の六第三項、第四十九條及び第九十九條の二、第五十條の二第四項、第五十七條の二第五項、第五十七條の三第二項及び第三項並びに第六十三條第四項の改正規定、同法第六十五條の五第二項の改正規定(規定(一)を「規定並びに(二)」、(二)を「規定並びに(一)」に改める部分に限る。)、同法第四項の改正規定(規定(一)を「規定並びに(二)」に改める部分に限る。)、同法第九條の次に二條を加える改正規定、同法第八條の次に一條を加える改正規定並びに同法第三十條第一項の改正規定並びに第二條(金融商品取引法)の一部を改正する法律第三條(金融商品取引法)の改正規定(第三十八條)の次に(第三十七條)を加える部分に限る。)、及び同法第三條の二の改正規定を除く。)、第四條(金融商品取引法)の一部を改正する法律第三條(金融商品取引法)の改正規定(第五條)を除く。)、第五條(消費生活協同組合法)第二十一條の二の四、第二十一條の三及び第九十二條の五の改正規定を除く。)、第六條(水産資源協同組合法)第十一條の九、第十一條の七及び第十一條の八の改正規定を除く。)、第七條(中小企業等協同組合法)第九條の七の五第二項の改正規定を除く。)、第八條(協同組合)による金融商品取引に関する法律第六條の五の二の改正規定を除く。)、第九條(投資信託及び投資法人に関する法律)第九十七條及び第九十八條の三第二項の改正規定を除く。)、第十條(労働者協同組合)第九十九條の二の改正規定を除く。)、第十一條(労働者協同組合)第九十九條の二の改正規定を除く。)、第十三條(銀行法)第十三条の四、第五十二條の二の五及び第五十二條の四の五の二の改正規定を除く。)、第十四條、第

十五條(保険業法)第二百九條の二の改正規定を除く。)、第十六條(農林中央金庫法)第五十九條の三、第五十九條の七及び第九十五條の五の改正規定を除く。)、第十七條(信託法)第二十四條の二及び別附第二十條の改正規定を除く。)、及び第十八條(株式会社工組合中央金融商品取引法)第八項及び第九條の改正規定を除く。)、の規定並びに別附第十三條(証券取引法)の一部を改正する法律(平成十九年法律第六十五号)附則第六十五條(証券取引法)の改正規定(規定(一)を「規定並びに(二)」に改める部分に限る。)、及び第十四條(株式会社日本取引所グループ)第六十二條第一項の改正規定(規定(一)を「規定並びに(二)」に改める部分に限る。)、同法第六十二條第一項の改正規定(規定(一)を「規定並びに(二)」に改める部分に限る。)、同法第六十三條第一項の改正規定(規定(一)を「規定並びに(二)」に改める部分に限る。)、及び同法第六十四條の改正規定(規定(一)を「規定並びに(二)」に改める部分に限る。))の改正規定を除く。)、及び同法第六十四條の改正規定(規定(一)を「規定並びに(二)」に改める部分に限る。))の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日。  
(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)  
第二條 この法律による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第二十一條の二(新金融商品取引法)第七條及び第七十七條の三十四において準用する場合を含む。)、第二十二條(新金融商品取引法)第二十二條の五第五項、第二十四條の四、第二十四條の六、第二十四條の七の七第四項及び第七十五條の五第五項(これらの規定を新金融商品取引法第七十七條において準用する場合を含む。)、第二十四條の六第二項、第七十七條及び第七十七條の三十四において準用する場合を含む。)、及び第七十七條の三十四の第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に提出される新金融商品取引法第七十七條の三十二の二第一項に規定する外国証券情報若しくは新金融商品取引法第七十七條の三十四に規定する特定情報について適用し、施行日前に提出されたこの法律による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。))第二十五條第一項各号に掲げる書類又は提出された書類若しくは公認された旧金融商品取引法第七十七條の三十二の二第一項に規定する外国証券情報若しくは旧金融商品取引法第七十七條の三十四に規定する特定情報については、なお従前の例による。

第三條 新金融商品取引法第七十七條の三十三の規定は、施行日以後に同法第一項に規定する大量保有者となつた場合における同法に規定する大量保有報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第七十七條の三十三に規定する大量保有者となつた場合における同法に規定する大量保有報告書の提出については、なお従前の例による。

4 新金融商品取引法第七十七條の二十六第六項の規定は、施行日以後に同法各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同法に規定する特別対象株券等に係る変更報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第七十七條の二十六第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同法に規定する特別対象株券等に係る変更報告書の提出については、新金融商品取引法第七十七條の二十三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新金融商品取引法第七十七條の二十六第二項の規定は、施行日以後に同法第三項に規定する種類日において新金融商品取引法第七十七條の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えたこととなつた場合における新金融商品取引法第七十七條の二十六第一項に規定する特別対象株券等に係る大量保有報告書の提出について適用し、施行日前の旧金融商品取引法第七十七條の二十六第三項に規定する種類日において旧金融商品取引法第七十七條の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えたこととなつた場合における旧金融商品取引法第七十七條の二十六第二項に規定する特別対象株券等に係る大量保有報告書の提出については、新金融商品取引法第七十七條の二十三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



5 新金融商品取引法第二十七條の二十六第四項の規定は、同項に規定する百分の五を過えなくなった日が施行日以後である場合における同条第二項に規定する特別対象証券に係る大量保有報告書の提出について適用し、旧金融商品取引法第二十七條の二十六第四項に規定する百分の五を過えることとなった日が施行日以前である場合における同条第二項に規定する特別対象証券に係る大量保有報告書の提出については、新金融商品取引法第二十七條の二十三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新金融商品取引法第二十七條の二十六第五項の規定は、同項に規定する当該追加した日が施行日以後である場合における同条第三項に規定する特別対象証券に係る変動報告書の提出について適用し、旧金融商品取引法第二十七條の二十六第五項に規定する当該追加した日が施行日以前である場合における同条第三項に規定する特別対象証券に係る変動報告書の提出については、新金融商品取引法第二十七條の二十三第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新金融商品取引法第二十七條の二十八第二項(新金融商品取引法第二十七條の二十九第二項において適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に交付を受ける新金融商品取引法第二十七條の二十八第二項に規定する書類の写しの複製について適用し、施行日以前に交付を受けた旧金融商品取引法第二十七條の二十八第二項に規定する書類の写しの複製については、なお従前の例による。

新金融商品取引法第二十七條の三十三第三項の規定は、施行日以後に提出された旧金融商品取引法第二十七條の二十八第二項に規定する書類の写しの交付については、なお従前の例による。

新金融商品取引法第二十七條の三十三第四項の規定は、施行日以前に旧金融商品取引法第二十七條の二十八第二項に規定する書類の写しの交付については、なお従前の例による。

新金融商品取引法第二十七條の三十三第五項に規定する内部規制報告書を提出した者又は提出しなかつた者が、施行日から三年を経過する日までの間に新金融商品取引法第二十四條の四の規定により提出する同条第一項に規定する内部規制報告書については、適用しない。

別表第一第四十一項(中)「の」の下に「又は同項第六号の電子募集取扱業務を行つたに受けけるもの(同法第二十九條の四の第二十項(第一種少額電子募集取扱業務)についての募集等の特別)の第一種少額電子募集取扱業務のみ又は同法第二十九條の四の第三項(第二種少額電子募集取扱業務)についての募集等の特別)の第一種少額電子募集取扱業務のみを指すために受けけるものを」とを加える。

(住所基本台帳法の一部改正)  
別表第一の三の項中「第五百五十六條の七十七第一項」の下に「若しくは第五百五十六條の八十六第一項若しくは同項」を加える。

(特定買付契約に関する法律の一部改正)  
別表第一第八号を次のように改める。  
八 金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者であつて、次のいずれかに該当するもの(第一号から第六号までに掲げる者を除く。)  
イ 金融商品取引法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者(同法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)  
ロ 金融商品取引法第二十八條第四項に規定する投資運用業者を行う者  
(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)  
別表第一第九号を次のように改める。  
九 金融商品取引法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。」を加える。

別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。

別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。

別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。

別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。

別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。

別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。

別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。  
別表第一第十号「新金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九條の四の二第一項第一号ハ」に改める。





附則第四条の二の要項三百条第一項の項の次に次のように加える。

第三百条第一項第一号	保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項	重要な事項
------------	---------------------------------	-------

「附則第三条第三項中「第三百条第一項」の下に「ただし書を除く」を、「第一項」との下に「同法第三百条第一項中」、「保険募集又は自らが行った若しくは保険契約を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は保険募集」と、及び「自らが行った若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」に限り、第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る）に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に關しては附則に規定する保険契約の契約事項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を指し、及び第九号に掲げる行為を除く」とあるのは「行」と、同項第一号中「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」の一を「重要な事項」と加える。

第三條 保険契約法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三百七十五條第五項」を「第四百二十七條第一項及び第五項並びに第四百七十七條第一項ただし書及び第五項、第四百七十八條並びに第四百八十条第一項ただし書に改める。

附則 第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中保険法第二百七十五條第一項第三号、第二百七十七條第七号及び附則百二十九條の改正規定並びに附則第六條及び第七條の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第一条中保険法第二百五十一條、第二百五十三條、第二百七十七條の四第九号及び第二百七十一條の二十二第一項の改正規定、第二条中保険法等の一部を改正する法律附則第一条第十二項、第三条第一項及び第四條第十一項の改正規定並びに附則三條の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五條の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第一条中保険法第二百五十一條、第二百五十三條、第二百七十七條の四第九号及び第二百七十一條の二十二第一項の改正規定、第二条中保険法等の一部を改正する法律附則第一条第十二項、第三条第一項及び第四條第十一項の改正規定並びに附則三條の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五條の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 新保険法第二百四十四條第一項（新保険法第二百四十一條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第二号施行日以後にされる新保険法第二百四十四條第二項の規定による通知に基づいて適用し、第二号施行日以前にされた旧保険法第二百四十四條第二項（旧保険法第二百四十一條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の規定による通知については、なお従前の例による。
- 3 新保険法第二百四十四條の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る同条の事項は従前の例による。

（附則生活協同組合法の一部改正）

第三條 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第一百号）の一部を次のように改正する。

第十二條の二第三項中「第九十九條第四項」を「第九十九條第五項」に、「第三十條の二」を「第三十條第一項ただし書を除く」に、「第二百五十五條」を「第二百五十五條第一項」に、「第二百九十四條第三号」を「第二百九十四條第三項」に改め、「第二百九十四條第四号」を「第二百九十四條第四項」の下に、「保険募集又は自らが行った若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共同募集の募集」と、自らが行った若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（被保険者に対するものに限る）に限り、を「特定共同募集」とし、同項とあるのは「第一号」と、契約事項のうち「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約事項のうち」と加える。

第九十八條の六中「第三百条第一項」の下に「ただし書を除く」を加える。

第九十八條の三中「第三百五十五條」を「第三百五十五條第一項」に、「同条」を「同項」を「第十」に、「同項」を「同項」に改める。

（中小企業等信用保証法の一部改正）

第四條 中小企業等信用保証法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の七の五第一項中「第九十九條（顧客に対する説明）」を「第九十九條第三項（情報の提供）」に、「（保険契約の締結又は保険契約の更新）」を「（第一項ただし書を除く）」に、「（保険契約の締結等）」を「（第一項）」に改め、「第九十九條第三項」を「第九十九條第三号」を「第九十九條第三項」に改め、「第九十九條第四項」の下に、「保険募集又は自らが行った若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共同募集の募集」と、自らが行った若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（被保険者に対するものに限る）に限り、を「特定共同募集」とし、同項とあるのは「第一号」と、契約事項のうち「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約事項のうち」と加える。

第九十二條の七第一号中「第二項」を「第一項」に改める。

第九十二條の七第二号中「第二項」を「第一項」に改める。

第九十四條の七中「第二百五十五條」を「第二百五十五條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第五條 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九十九條第八項中「第十一号まで」の下に、「第十四号」を加える。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定、以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 第八條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 内閣総理大臣 安倍 晋三
  - 総務大臣 菅 義偉
  - 財務大臣 麻生 太郎
  - 外務大臣 田村 博久
  - 文部科学大臣 菅 義偉
  - 厚生労働大臣 田村 博久
  - 心臓水産大臣 林 芳正
  - 建設大臣 末松 信
  - 国土交通大臣 田村 博久
  - 防衛大臣 小野 寺五郎

# 別紙 2

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律 新旧対照条文  
 消費生活協同組合法 (昭和二十三年法律第二百号)

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後
<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 総則 (第一条―第八条)</p> <p>第二章 事業 (第九条―第十三条の二)</p> <p>第三章 組合員 (第十四条―第二十五条の二)</p> <p>第四章 管理 (第二十六条―第五十三条の三)</p> <p>第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更 (第五十三条の四―第五十三条の十五)</p> <p>第四章の三 子会社等 (第五十三条の十六―第五十三条の十九)</p> <p>第五章 設立 (第五十四条―第六十一条の二)</p> <p>第六章 解散及び清算 (第六十二条―第七十三条)</p> <p>第七章 登記 (第七十四条―第九十二条)</p> <p>第八章 監督 (第九十二条の二―第九十七条の四)</p> <p>第九章 罰則 (第九十八条―第一百一条)</p> <p>第十章 没収に関する手続等の特例 (第一百一条の二―第一百一条の四)</p> <p style="text-align: right;">附則</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 総則 (第一条―第八条)</p> <p>第二章 事業 (第九条―第十三条の二)</p> <p>第三章 組合員 (第十四条―第二十五条の二)</p> <p>第四章 管理 (第二十六条―第五十三条の三)</p> <p>第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更 (第五十三条の四―第五十三条の十五)</p> <p>第四章の三 子会社等 (第五十三条の十六―第五十三条の十九)</p> <p>第五章 設立 (第五十四条―第六十一条の二)</p> <p>第六章 解散及び清算 (第六十二条―第七十三条)</p> <p>第七章 登記 (第七十四条―第九十二条)</p> <p>第八章 監督 (第九十二条の二―第九十七条の四)</p> <p>第九章 罰則 (第九十八条―第一百一条)</p> <p style="text-align: right;">附則</p>

(特定共済契約)

第十二条の三 共済事業を行う組合は、特定共済契約（金利、通貨の価格、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者への支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることをいう。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第二号及び第七号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の六までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項

(特定共済契約)

第十二条の三 共済事業を行う組合は、特定共済契約（金利、通貨の価格、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者への支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることをいう。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の六までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規

本文の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）」又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結される

定を除く。)」中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）」又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることによ

ことにより当該利用者の取得する共済金等（消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の五 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収するこ

り当該利用者の取得する共済金等（消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の五 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収するこ



とができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定

は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八條の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八條の五第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二百條の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八條の五第一項」と読み替えるものとする。

第十章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第一百條の二 第九十八條の五第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百條の四において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件

とができないときは、その価額を追徴する。

(新設)

【参考】 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）

(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（

平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）

第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一条第一項各号又は第三項各号」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

【参考】 麻薬特例法

(第三者の財産の没収手続等)

第十六条 第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第十八条において同じ。）

の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十八条の五第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十八条の五第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十八条の五第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第一百一条の三 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十

（が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 薬物犯罪又は第六条若しくは第七条の罪（以下「薬物犯罪等」という。）に関し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二条において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三百三十八号）の規定を準用する。

（新設）

八条の四の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十八条の四の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第九十八条の四の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第一百一条の四 第九十八条の四の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

【参考】麻薬特例法

(没収された債権等の処分等)

第十七条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第十一条の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

(新設)

【参考】麻薬特例法

(刑事補償の特例)

第十八条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

# 別紙 3

○ 保険業法等の一部を改正する法律 新旧対照条文  
 消費生活協同組合法 (昭和二十三年法律第二百号)

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後
<p>(共済契約)            第十二条之二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店 (組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。 ) 並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条第三項の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条 (第一項ただし書を除く。 ) の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店 (これらの者の役員及び使用人を含む。 ) について、同法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項 (第三号に係る部分に限る。 ) の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は</p>	<p>現 行</p>
<p>(共済契約)            第十二条之二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店 (組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。 ) 並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店 (これらの者の役員及び使用人を含む。 ) について、同法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項 (第三号に係る部分に限る。 ) の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回</p>	<p>(共済契約)            第十二条之二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店 (組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。 ) 並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店 (これらの者の役員及び使用人を含む。 ) について、同法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項 (第三号に係る部分に限る。 ) の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回</p>

共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百一十一條の規定はこの項において準用する同法第三百五條第一項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四條第三項第三号、第二百九十五條、第二百條第一項第七号及び第九号並びに第三百九條第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百條第一項中「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に係る保険契約に加入する」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるため」の行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次條に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二條の三第一項に規定する特定共済契約」と、「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と、「同項第八号中「特定関係者（第百條の三（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一條において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四條に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この條及び第三百一條の二において「保険持株会社等」という。）」、当該保険持株会

又は解除について、同法第三百一十一條の規定はこの項において準用する同法第三百五條の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四條第三号、第二百九十五條、第三百條第一項第七号及び第九号並びに第三百九條第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百條第一項中「次條に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二條の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第百條の三（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一條において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四條に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この條及び第三百一條の二において「保険持株会社等」という。）」、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三條の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同條第二項中「第四條第二項各号、第百八十七條第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六條の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五條及び第三百六條中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七條第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六條若しくは第二百八

社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第八十七條第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六條の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五條第一項及び第三百六條中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七條第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

第九十八條の六 第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百五條第一項（ただし書を除く。）の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百條の三 共済代理店が、第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百五條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定

十六條の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

第九十八條の六 第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百五條第一項の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百條の三 共済代理店が、第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百五條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同條の規定による

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第十二条の二第三項において準用する同法第二百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第二百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

昭和三十九年 [1000分の14] 及 [1000分の13] 以下 [1000分の45] 及 [1000分の46] 以下

1000分の16
1000分の3
1000分の18
1000分の4
1000分の9
1000分の5
1000分の7

1000分の14
1000分の46
1000分の3
1000分の3
1000分の16
1000分の7
1000分の17
1000分の4
1000分の18
1000分の3
1000分の9
1000分の4
1000分の6

を 2.5倍する。

附 則

- 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」とし、第十六条第一項及び別表第一に規定する労働保険率は、平成二十七年四月一日以後に使用する全ての労働者に係る資金総額に算すべき一般保険料率（次項に規定する特定有期事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率及び同日以後の期間に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」とし、第二十一条第一項に規定する額の総額に算すべき第一種特別加入保険料率（次項に規定する特定有期事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率について適用し、同日前の期間に係る規則第二十一条第一項に規定する額の総額に算すべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。）

- 3 平成二十七年四月一日前に労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る保険関係が成立している事業であつて事業の期間が予定されているもの（以下「特定有期事業」という。）に係る労働保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新規則第十六条第一項及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - 4 特定有期事業についての規則第十三条第一項に規定する資金総額に算すべき率は、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - 5 請負による建設の事業（規則第十二条に定める資金総額を正確に算定することが困難なものに限る。）（次項において「特定請負建設事業」という。）であつて、平成二十七年四月一日前に労災保険に係る保険関係が成立し、平成二十七年四月一日において既に労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第七条の規定により一の事業とみなされているものについての平成二十六年度の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる資金総額の算定については、なお従前の例による。
  - 6 特定請負建設事業であつて、徴収法第七条の規定により一の事業とみなされるもの以外のもので、平成二十七年四月一日前に労災保険に係る保険関係が成立したものであるものについての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる資金総額の算定については、なお従前の例による。
  - 7 新規則別表第五の規定による第二種特別加入保険料率は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る規則第三十二条に規定する額の総額に算すべき第二種特別加入保険料率として適用し、同日前の期間に係る同条に規定する額の総額に算すべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。
  - 8 新規則第三十二条の三の規定による第三種特別加入保険料率は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る規則第三十二条の二に規定する額の総額に算すべき第三種特別加入保険料率として適用し、同日前の期間に係る同条に規定する額の総額に算すべき第三種特別加入保険料率については、なお従前の例による。
  - 9 特定有期事業に関する徴収法第七条第三項の事業の規模については、新規則第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - 10 新規則第三十五条第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後に労働保険に係る保険関係が成立した事業であつて事業の期間が予定されるものについて適用し、特定有期事業については、なお従前の例による。
- 厚生労働省令第四十六号  
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の二第三項、第三十一条の七第一項及び第二項、第三十一条の八第一項、第三十二条第一項、第五十条の十四第一項並びに第九十六条の二第六号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を次のように改正する。  
平成二十七年三月二十六日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令  
消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。
- 第十五条中「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改める。  
第八十四条第一項第二号ハ中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第三項中「剰余金」を「組合の貸借対照表における剰余金」に改め、同条第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
- 4 組合の連結貸借対照表における剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならぬ。
- 一 資本剰余金
  - 二 利益剰余金
- 第九十九条第一項ただし書及び同項第三号から第五号までを削る。



第百零六条第一項中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に、「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改め、同項中第三号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中第一項第一号、第二号及び第四号を「第一項各号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同条に次の二項を加える。

3 連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。

一 当期剰余金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

二 当期損失金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

4 連結損益計算書には、当期剰余金又は当期損失金に当期剰余金又は当期損失金のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、親組合（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配している組合をいう。）に帰属する当期剰余金又は当期損失金として表示しなければならない。

第百七条第二項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号に係る項目は次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 資本剰余金

二 利益剰余金

第百十三条第一項第九号中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

第百二十一条第一項第九号中「行う者」の下に「同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集投資者を除く。」を加える。

第百五十四条第三項第三号中「第三百零一条第一項本文（ただし書を除く。）」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条の改正規定及び第二百五十四条第三項第三号の改正規定 保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行の日

二 第百二十一条第一項第九号の改正規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行の日

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の消費生活協同組合施行規則第八十四条、第九十九条、第百零七条及び第百一十三条の規定は、平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結決算関係書類については、なお従前の例による。

〇厚生労働省令第四十七号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二号）第五十条の五、第五十条の十二第一項並びに第五十三条の第二項及び第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。  
第百六十六条の二第一項中「次の各号に掲げる額」の下に「から繰越税金資産の不算入額として厚生労働大臣が定めるところにより算出した額を控除した額」を加える。

第百六十六条の三第三号中「イからホまで」を「イからハまで」に改め、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、「準ずるもの」の下に「イに対応する額」を加え、同ホを同号ヘとし、同号ニの次に次の二項を加える。

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二十条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

第百九十三条を次のように改める。

（共済計理人の職務事項）

第百九十三条 法第五十条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうか。

二 共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうか。

第百九十四条に次の一項を加える。

四 共済金等の支払能力の充実の状況について、法第五十条の五並びに第百六十六条の二及び第百六十六条の三の規定に照らして適正であること。

第百九条第一項第六号ロ(1)中「生じているものをいう」の下に「第百二十一一条第三号ロ(1)において同じ」を加え、同ロ(2)中「以外のものをいう」の下に「第百二十一一条第三号ロ(2)において同じ」を加え、同ロ(3)中「(2)に掲げるものを除く」をいう」の下に「第百二十一一条第三号ロ(3)において同じ」を加え、同ロ(4)中「(3)までに掲げるものを除く」をいう」の下に「第百二十一一条第三号ロ(4)において同じ」を加え、同号ニ中「(ロ)の下に」として別表第五に掲げる額」を加える。

第百九条第一項第七号中「この項」の下に「及び第百二十一一条第四号」を加える。

第百一十一条中「組合及びその子会社等の概況に関する次に」を「第一号」に改め、「掲げるもの」の下に「(連結子会社等)を有する会計監理人監査組合にあつては、次の各号に掲げるもの」を加え、同条各号を次のように改める。

一 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ 組合及びその子会社等の主要な業務の内容及び組織の構成

ロ 組合の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事務所の所在地

(3) 資本金又は出資金

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、株社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 組合の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、株社員又は総出資者の議決権に占める割合

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (1) 経営収益
- (2) 経常剰余金又は経常損失金
- (3) 当期剰余金又は当期損失金
- (4) 純資産額
- (5) 総資産額

# 別紙5

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年三月二十六日厚生労働省令第四十六号） 新旧対照条文  
 ○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（利用者に対する説明）</p> <p>第十五条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十四条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、共済募集人（共済事業を行う組合の役員若しくは使用人又は当該共済事業を行う組合の共済代理店又はその役員若しくは使用人をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名とする。</p> <p>（純資産の部の区分）</p> <p>第八十四条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 組合の連結貸借対照表 次に掲げる項目        イ・ロ （略）        ハ 非支配株主持分</p> <p>2 （略）</p> <p>3 組合の貸借対照表における剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（利用者に対する説明）</p> <p>第十五条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、共済募集人（共済事業を行う組合の役員若しくは使用人又は当該共済事業を行う組合の共済代理店又はその役員若しくは使用人をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名とする。</p> <p>（純資産の部の区分）</p> <p>第八十四条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 組合の連結貸借対照表 次に掲げる項目        イ・ロ （略）        ハ 少数株主持分</p> <p>2 （略）</p> <p>3 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>

4 組合の連結貸借対照表における剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 資本剰余金

二 利益剰余金

5 第三項第二号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分することができる。

6～9 (略)

(税等)

第九十九条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期剰余金又は税引前当期損失金（連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期剰余金又は税金等調整前当期損失金）の次に表示しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

2 (略)

(新設)

4 前項第二号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分することができる。

5～8 (略)

(税等)

第九十九条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期剰余金又は税引前当期損失金（連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期剰余金又は税金等調整前当期損失金）の次に表示しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる項目は、連結損益計算書に限る。

一・二 (略)

三 税金等調整前当期剰余金又は税金等調整前当期損失金として表示した額に第一号及び前号に掲げる額を加減して得た額

四 税金等調整前当期剰余金として表示した額があるときは、当該額のうち少数株主持分に属するもの

五 税金等調整前当期損失金として表示した額があるときは、当該額のうち少数株主持分に属するもの

2 (略)

(当期剰余金又は当期損失金)

第百条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期損益金額」という。)は、当期剰余金として表示しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 前条第一項各号に掲げる項目の金額

四 (略)

2 (略)

3 連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。

一 当期剰余金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

二 当期損失金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

4 連結損益計算書には、当期剰余金又は当期損失金に当期剰余金又は当期損失金のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、親組合(財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配している組合をいう。)に帰属する当期剰余金又は当期損失金として表示しなければならない。

(当期剰余金又は当期損失金)

第百条 第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期損益金額」という。)は、当期剰余金として表示しなければならない。

一 (略)

二 前条第一項第五号に掲げる項目の金額

三 (略)

四 前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる項目の金額

五 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第六款 連結純資産変動計算書

第七七条 連結純資産変動計算書については、この条に定めるところによる。

2 連結純資産変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一・二 (略)

三 非支配株主持分

3 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 (略)

二 剰余金

4 前項第二号に係る項目は次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 資本剰余金

二 利益剰余金

5・6 (略)

7 評価・換算差額等及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一・三 (略)

8 第五項第三号に掲げる退職給付に係る調整累計額に計上すべきものは、次に掲げる項目の額の合計額とする。

一・三 (略)

第六款 連結純資産変動計算書

第七七条 連結純資産変動計算書については、この条に定めるところによる。

2 連結純資産変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一・二 (略)

三 少数株主持分

3 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 (略)

二 剰余金

(新設)

4・5 (略)

6 評価・換算差額等及び少数株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一・三 (略)

7 第四項第三号に掲げる退職給付に係る調整累計額に計上すべきものは、次に掲げる項目の額の合計額とする。

一・三 (略)

(連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

第百十三条 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一・二 (略)

三 会計方針に関する次に掲げる事項

イ・ニ (略)

2 (略)

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百一条 長期共済事業(共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業(責任共済等の事業を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う組合(以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。)の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・八 (略)

九 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。))に限る。)、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証

(連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

第百十三条 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一・二 (略)

三 会計処理基準に関する次に掲げる事項

イ・ニ (略)

2 (略)

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百一条 長期共済事業(共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業(責任共済等の事業を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う組合(以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。)の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・八 (略)

九 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び短資業者に対する有価証券の貸付け

券金融会社及び短資業者に対する有価証券の貸付け

十〇十二 (略)

二〇四 (略)

(届出事項等)

第二百五十四條 法第九十六條の二第六号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二十一 (略)

二十二 共済事業を行う組合、当該組合の子会社又は共済代理店(第三項において「共済事業を行う組合等」という。)において不祥事件(共済代理店にあつては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。)が発生したことを知つた場合

二 (略)

三 第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者(共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員(法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。)(又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一〇二二 (略)

三 法第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百條第一項本文(ただし書を除く。)(又は法第十二條の三第二項において準用する金融商品取引法第三十八條第四号から第六号まで又は第八号の規定に違反する行為

十〇十二 (略)

二〇四 (略)

(届出事項等)

第二百五十四條 法第九十六條の二第六号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二十一 (略)

二十二 共済事業を行う組合、当該組合の子会社又は共済代理店(第三項において「共済事業を行う組合等」という。)において不祥事件(共済代理店にあつては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。)が発生したことを知つた場合

二 (略)

三 第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者(共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員(法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。)(又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一〇二二 (略)

三 法第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百條第一項又は法第十二條の三第二項において準用する金融商品取引法第三十八條第四号から第七号までの規定に違反する行為

4 . 四  
5 . 五  
(略) (略)

4 . 四  
5 . 五  
(略) (略)